

令和 7 年度 事業及び決算報告書

一般財団法人墨田まちづくり公社

令和 7 年度事業報告書

目 次

§ 1	はじめに	1
§ 2	法人概要	1
§ 3	市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業	3
I	まちづくり活動の推進・支援事業	3
1	まちづくり団体に対する支援	3
2	密集事業の支援	3
3	まちづくり情報の収集と発信	7
II	住まいづくりの相談・支援事業	7
1	「住まい何でも相談処」の運営	7
2	「燃えない壊れないまちづくり」の支援	7
3	共同化等の建替えの支援	7
4	セーフティネット住宅の確保促進支援	7
5	マンション適正管理に向けた啓発活動	7
III	空き家等対策事業	8
1	「すみだ空き家相談処」の運営	8
2	空家等管理活用支援法人の指定	8
IV	建築物の耐震化	8
V	まちづくり推進のための施設運営・管理事業	8
1	まちづくり施設の運営	8
2	コミュニティ住宅の維持管理	9
3	まちづくり事業用地の管理	10
§ 4	地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業	13
I	公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業	13
1	公社の施設	13
2	区の指定管理者として管理する施設等	14
II	その他	16
1	コミュニティサロン事業	16
2	学童クラブ事業（区実施）	17
3	公社管理施設一覧	17
§ 5	理事会・評議員会等の運営等	19

§ 1 はじめに

墨田まちづくり公社は、老朽木造住宅が密集する市街地の再整備を通して住環境の向上を図るとともに、地域の連帯感を基盤とした良好なコミュニティを形成するための団体として、昭和５７年に財団法人として設立された。その後、平成２５年に公益法人制度改革への対応として一般財団法人に移行し、現在に至っている。

この間、多岐にわたるまちづくり事業を展開するとともに、地域コミュニティの醸成を図るため区民の皆様に活動と活躍の場を提供するなど、公社設立の趣旨を踏まえつつ、その機能を十分に発揮して各種事業を積極的に展開している。

§ 2 法人概要

1 設立

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 名称 | 財団法人墨田まちづくり公社 |
| (2) 設立日 | 昭和５７年８月１６日 |
| (3) 主たる事務所 | 墨田区京島三丁目６０番１０号（まちづくりセンター） |
| (4) 基本金 | １億円 |
| (5) 理事長 | 山崎 榮次郎 |
| (6) 職員数 | ９人 |

2 事務所の移転

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 移転日 | 昭和６２年４月１日 |
| 主たる事務所 | 墨田区京島一丁目３８番１１号（曳舟文化センター内） |
| (2) 移転日 | 令和３年１月１日 |
| 主たる事務所 | 墨田区東向島二丁目３６番１０号（東京東信用金庫本店ビル７階） |

3 一般財団法人への移行

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 変更日 | 平成２５年４月１日 |
| (2) 新名称 | 一般財団法人墨田まちづくり公社 |

4 令和８年３月３１日現在

- | | |
|---------|------|
| (1) 基本金 | ２億円 |
| (2) 理事長 | 山本 亨 |
| (3) 職員数 | ２７人 |

※職員数は、区からの派遣職員を含み、臨時職員を除く。

5 目的

この法人は、東京都墨田区における地域の連帯感を基盤とした自治活動を振興するとともに、住民主体による市街地環境の再整備を推進することにより、コミュニティ形成の促進を図り、もって安全・快適・豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。（定款 第3条）

6 令和7年度の取組

（1）まちづくり活動の支援に関する事業

京島地区では、京島地区まちづくり協議会の事務局として、総会及び運営委員会などの開催にあたって支援を行った。

また、木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業については、建替えによる不燃化が進まない大きな要因のひとつとして、無接道敷地（建築基準法上建替えができない敷地）が存在していることから、令和3年度から区の委託を受け、無接道敷地を対象に、共同化や敷地整序等密集市街地の改善に向けた検討を行ってきた。令和7年度は、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区において、無接道敷地の抽出・確認調査等を行い、より一層の密集市街地の改善に取り組んでいる。なお、密集事業の支援では、京島二、三丁目の優先整備路線1号線及び14号線の一部が拡幅されるなど着実に整備事業は進捗している。

（2）自治活動及び地域コミュニティ活動の支援に関する事業

公社所有の集会所及び指定管理者である地域集会所については、地域のコミュニティ活動の拠点として利用されており、利用状況はコロナ禍以前の水準に回復しつつある中、なりひら神明橋集会所において令和7年10月からオンライン予約・管理システムを導入し、利用者の利便性向上及び管理業務の効率化を図った。

コミュニティサロン事業については、利用者が高齢者であることから、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの感染拡大防止対策を継続して実施した。

※略称表記について

一般財団法人墨田まちづくり公社については「公社」と、墨田区については「区」と表記した。

§ 3 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第1号に基づく事業】

I まちづくり活動の推進・支援事業

1 まちづくり団体に対する支援

(1) 区内で取り組まれている初動期のまちづくり活動実施団体に対する支援

魅力あるまちとするために、自ら考え活動しようとしている初動期の住民主体のまちづくり団体への活動支援事業として、アドバイザー派遣を行っている。今後も、公社ホームページ等を通じて講師やまちづくりアドバイザーの派遣など、当事業の活用のPRに努めていく。

(2) 京島地区まちづくり協議会に対する支援

密集事業を円滑に進めるために、公社では昭和57年から京島地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局を務めている。

協議会は、自分たちのまちは自分たちで守るという思いを強く掲げ、区と地元との役割分担を明確にしてきた。公社はその支援をすることで、住民の防災意識の向上を図るとともに、区と住民とのパイプ役になっている。

令和7年度の協議会活動は、「第77回京島地区まちづくり協議会（総会）」の開催をはじめ、まちづくり運営委員会を7回開催した。また、毎年秋に開催している「京島文化まつり」については、第32回として、きらきら会館で実施した。

また、昨年と同様に協議会を中心とした実行委員会方式により、令和8年2月15日に「京島ストリート防災フェスティバル」として京島三丁目内の道路周辺で防災訓練を実施した。これまでの防災訓練以上に、より多くの方々にご参加いただけるよう、体験するコーナー・備えるコーナー・食するコーナーを設け、町会による模擬店、近隣飲食店の出店、キッチンカーによる飲食を楽しみながら、VR防災体験車（東京消防庁）による災害体験、警察・消防などの特殊車両の展示・試乗、災害に備えた防災用品等の情報提供を行い、延べ1,800人を超える参加があった。

また、例年どおり区の制度を活用し、京島地区内の緑化を進める「まちなか緑化」事業の取組として、京島地区内9か所の花壇等の植替えを春（4月8日・10日）と冬（12月2日・4日）に分けて行った。

これまで協議会は、町会組織の枠を超え、地域内を横断した様々なまちづくり活動を継続して実施してきた。このため、公社は「賑わいづくり、コミュニティづくり」「安全・安心、快適なまちづくり」「地域のルールづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の整備」の各分野で、地域の人々が自ら考え、課題を調整し、責任を持って行動する「エアーマネジメント」の考えを取り入れた協力・支援を行っており、その内容については、「京島地区まちづくりニュース」「京島まちづくり便り」の発行及び公社ホームページなどで発信している。

2 密集事業の支援

(1) 密集事業の支援

ア 京島周辺地区における主要生活道路の整備

京島三丁目側の中央部に位置する延長370mのコの字型をした10・11・12号線及び防災街区整備事業と併せて整備した21号線が完成し、京島三丁目側の優先整備路線の拡幅整備は平成28年度に完了した。京島二丁目側では、令和元年度に優先整備路線4号線、令和4年度に優先整備路線6号線の拡幅整備が完了した。

また、協議会運営委員会のもとに設置した「京島地区まちづくり計画（大枠）検証勉強

会」における検証結果を踏まえ、令和３年度に新たな優先整備路線の検討を行い、７路線を選定した。

すでに、平成２６年度から取り組んでいる京島二丁目側の優先整備路線２号線に加え、令和５年度は、「優先整備路線１・１３・１４号を考える会」を開催し、具体的な線形や歩道の位置等について検討を行い、令和６年度には、残る４路線について「優先整備路線５・７・８・９号を考える会」を開催し、将来の整備に向けた検討を行った。令和７年度は、引き続き区による対象路線の拡幅整備事業を支援した。

京島地区まちづくり計画【大枠】 (昭和５６年１２月)	整備済み距離（達成率） (令和７年度末現在)
総延長：2,655m	総延長：1,679m (63.7%) (既設含む) うち買収距離 843m (46.7%)
京島三丁目優先整備路線：410m [10・11・12・21号]	京島三丁目優先整備路線：410m (100%完成)
京島二丁目優先整備路線：315m [2・4・6号]	京島二丁目優先整備路線：289m (91.7%)
第２次事業化路線：370m [1・13・14号]	第２次事業化路線：93m (25.1%)

(区提供資料)

令和２年度までの まちづくり事業用地取得目標	取得面積（達成率：令和７年度末現在）
14,911㎡	14,803㎡ (99.2%)

(区提供資料)

イ 鐘ヶ淵周辺地区における主要生活道路の整備

鐘ヶ淵周辺地区においては、主要生活道路のうち１０路線を優先整備路線と定め、幅員６ｍ以上の道路拡幅整備を進めている。また、墨田五丁目の都市整備用地に接する８号線や鉄道立体化を見据えた９・１０号線についても積極的に用地買収を進めている。

公社では、優先整備路線の用地買収が円滑に進むよう区の事業を支援した。

主要生活道路優先整備用地取得目標	取得面積（達成率：令和７年度末現在）
4,654㎡	1,725.18㎡ (37.0%)
東部（１～５号線） 957㎡	319.69㎡ (33.4%)
西部（６～１０号線） 3,697㎡	1,405.49㎡ (38.0%)

(区提供資料)

(２) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業の支援

公社では、区が推進する木密地域不燃化プロジェクト推進事業について、京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区に現地事務所を設置し、区とともに住民に対する積極的なＰＲ活動を行っている。

また、両事務所を「まちづくり支援のプラットフォーム（まちづくりの駅）」と位置付け、人々の暮らしに寄り添うきめ細かな相談業務も実施している。

さらに、「墨田区耐震化推進協議会」と連携し、区内で実施される各種イベントで、不燃化促進に関する啓発活動を実施した。

ア 京島周辺地区まちづくり（まちづくりコンシェルジュ）

公社では、地区内の建築物の不燃化を早期に実現するため、区と連携し、昭和５５年以前に建築された木造等の建物及び土地所有者を対象として建替えに関する案内を行っている。併せて、京島事務所において、公社職員及び建築等の専門家であるまちづくりコンシェルジュが、建物の建替え相談や建替え案の作成を行うなど、不燃化の促進に取り組んでいる。

令和７年度は、建替えや住宅に関する相談及びまちづくりに関する相談が６２件あり、そのうち３件について建物の建替え案を作成し提示した。

なお、平成２６年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際の建替えや耐震改修が行われた件数は通算１８件である。

また、地域住民を対象に不燃建築物への建替えに関する相談業務を行うとともに、「まちづくりニュース」（年１回）及び「まちづくり便り」（年３回）を発行し、不燃化事業のＰＲに努めた。

【不燃領域率】令和７年度末で７０％目標

平成２５年度（１０年プロジェクト申請時）	令和６年度末
53%	64.4%（都参考値）

（区提供資料）

【建替え件数（建築確認件数）】

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
43	51	57	62	56

（区提供資料）

【来所による建替え等相談件数（京島事務所受付分）】

項目 年度	来所による建替え等相談件数		建替え案の作成・提示件数 （京島周辺地区）
	区内全域	うち京島周辺地区	
令和３年度	37	8	3
令和４年度	51	25	3
令和５年度	62	25	3
令和６年度	50	19	3
令和７年度	62	22	3

イ 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり（まちづくりコンシェルジュ）

公社では、地区内建築物の不燃化を早期に実現するため、昭和５５年以前に建築された想定される建築物の所有者等（約１，９００戸）に対し、事業ＰＲチラシ及び不燃化・耐震化に係るパンフレット等を配布した。

住まいに関する相談については、個々の事情に配慮した助言を行うとともに、個別の建替え相談に対しては建替え案を作成し、助成制度の説明を行うなど、不燃化の促進に取り組んでいる。

鐘ヶ淵周辺地区は、京島周辺地区と比較して地元へのアプローチの期間が浅いことから、平成29年度から土地・建物の情報を一元化した「地域情報地図」を順次作成し、相談対応をワンストップで行う体制を構築している。

さらに、防災・減災に係る安全な避難のための仕組みづくりを推進するアクアサポート事業を活用し、住民主体の「防災連絡会」の運営・支援を行っている。令和7年度は鐘ヶ淵周辺地区における水害等の危険性を周知する資料及び避難マップを掲載した「鐘ヶ淵防災読本」を作成し、令和8年度に全戸配布を予定している。加えて、地元2町会と連携し、消火器の設置場所や一時集合場所等を記載した「安全・安心の防災マップ」を作成し、各町会を通して町会員へ配布した。（計880部）

また、建替えやまちづくりに関する相談が令和7年度は127件あり、そのうち9件について建物の建替え案を作成し提示した。

なお、平成26年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際に建替えや耐震改修が行われた件数は通算30件である。また、各町会を通じて「まちづくりコンシェルジュニュース」（年2回）及び「コンシェルジュたより」（年1回）を全戸配布し、不燃化・耐震化へ向けた事業PRに努めた。

【不燃領域率】令和7年度末で70%目標

平成25年度（10年プロジェクト申請時）	令和6年度末
47%	59.4%（都参考値）

（区提供資料）

【建替え件数（建築確認件数）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
74	77	76	88	72

（区提供資料）

【来所及び電話による建替え等相談件数（鐘ヶ淵事務所受付分）】

年度	来所及び電話による 建替え等相談件数	建替え案の作成・提示件数
令和3年度	76	9
令和4年度	123	9
令和5年度	144	9
令和6年度	94	9
令和7年度	127	9

（3）木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業

建替えによる不燃化が進まない要因として、建築基準法上建替えができない敷地が存在していることから、令和3年度から区の委託を受け、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区においてモデル地区を選定し、不燃化が進まない街区の改善に向け、共同化による不燃化促進や敷地整序等による無接道敷地の解消に向けた検討を行ってきた。令和7年度は、区と連携しながら、無接道敷地の抽出・確認調査等を行い、より一層の密集市街地の改善に取り組んだ。

3 まちづくり情報の収集と発信

自治体や公的団体で構成するまちづくり連絡会などのネットワークを通じて、まちづくりに関する情報を収集している。また、各種助成制度等、まちづくり活動や建替え相談者に有益な最新情報を提供するため、住まい何でも相談処情報紙「住まい」を年3回発行した。さらに、公社ホームページやSNSを活用し情報発信を行った。

II 住まいづくりの相談・支援事業

1 「住まい何でも相談処」の運営

建築相談や住宅の修繕等に係る業者紹介を行うとともに、毎週火曜日に専門面接相談日を設け、分野ごとに、幅広く区民の相談に応えられるように努めている。建築相談及び専門面接相談では、耐震、バリアフリー化、リフォームの考え方や助成制度のほか、借地・借家に関する相談も行っている。相談内容の内訳は下表のとおりである。

【相談内容と件数】

項目 年度	建築相談	専門面接 相談	困りごと 道案内	業者紹介	合 計
令和3年度	94	31	114	141	380
令和4年度	74	37	88	160	359
令和5年度	58	33	119	162	372
令和6年度	53	36	108	156	353
令和7年度	72	24	113	179	388

2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援

公社では建物の不燃化や耐震化を促進するための事業のPR及び啓発活動を、区、各町会・自治会及び墨田区耐震化推進協議会と連携して進めている。

3 共同化等の建替えの支援

優先整備路線の区の用地買収にあたり、残地の宅地の共同化を含めた有効活用に係る相談業務を行っている。

4 セーフティネット住宅の確保促進支援

不動産事業者を訪問し、セーフティネット住宅の登録に向けた周知活動や、協力の呼びかけを行った。

5 マンション適正管理に向けた啓発活動

令和7年11月29日(土)に、マンション適正管理の推進を目的としたセミナーを開催し、30名の参加があった。また、12月には、マンション所有者や管理組合を対象とした情報誌「すみだ爽やかマンション通信」を創刊、年明け3月には、同通信の第2号を発行するなど、マンション適正管理に資する継続的な情報発信を開始した。

Ⅲ 空き家等対策事業

1 「すみだ空き家相談処」の運営

近年、増加している「空き家問題」への対応をより効果的に推し進めるため、令和２年度から、空き家等に関する総合相談窓口を区から受託し、空き家所有者のみならず、迷惑空き家の近隣居住者、空き家の利活用希望者等といった様々な相談を行っている。また、相談については、多様化しているニーズに対応するため、行政では対応が難しい分野等に関しても、外部の専門家団体等との連携等により実施している。各年度の相談内容と件数は下表のとおりである。

また、令和８年３月２９日（日）に、空き家の処分・活用セミナーを開催し、１８名の参加があった。

【相談内容ごとの件数】

項目 年度	相続・ 所有権等	法律・ 制度等	活用・処分等 の方向性	建物の修繕	その他	合 計
令和３年度	５	２	２４	２	２２	５５（５３）
令和４年度	７	５	２６	４	１３	５５（５１）
令和５年度	１０	２	２７	１３	１９	７１（６５）
令和６年度	７	１	２８	８	１８	６２（５９）
令和７年度	２	２	２４	３	１８	４９（４３）

※ 区への報告分類による。相談者により複数の相談あり。合計欄のカッコ内は相談者数を示す。

2 空家等管理活用支援法人の指定

空き家等対策事業の充実を図るため、令和８年１月５日に区から、空家等対策の推進に関する特別措置法第２３条第１項に規定する「空家等管理活用支援法人」に指定された。

Ⅳ 建築物の耐震化

令和７年度は、区から「特定緊急輸送道路沿道建築物戸別訪問業務」を受託して、沿道の対象となる建築物所有者等に対して、戸別訪問等により区が実施する耐震化助成制度の周知及び利用促進を図った。

〔区内の特定緊急輸送道路〕

水戸街道（国道６号）、京葉道路（国道１４号）、蔵前橋通り（都道３１５号）、
新大橋通り（都道５０号）、首都高速６号線、首都高速７号線

〔訪問実績数〕 ４６棟

Ⅴ まちづくり推進のための施設運営・管理事業

1 まちづくり施設の運営

（１）京島周辺地区まちづくり事業推進のための施設

京島事務所において、区内全域を対象とした「まちづくり支援・推進事業」並びに京島地区を対象とした「密集事業」「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」及び「京島地区まちづくり協議会事務局」の業務を行っている。

(2) 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業推進のための施設

鐘ヶ淵事務所において、鐘ヶ淵地区を対象とした「密集事業」及び「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」の業務を行っている。

2 コミュニティ住宅の維持管理

京島地区まちづくり事業の事業用住宅として建設されたコミュニティ住宅の管理(17住宅、173戸)を区から受託して適正な維持管理に努めた。

近年、居住者の単身化や高齢化が進んでいることから、区と連携して居住者に対して必要なサービスを提供した。

また、高齢単身居住者の居宅状況について情報収集し、住宅内での孤独死発生の防止に努めている。

令和8年3月31日現在

	住 宅 名	所 在 地	戸 数	入居済戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目11番2号	4	2(1)
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目23番3号	4	1
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅 (平成5年度完成)	墨田区京島二丁目11番6号	6	5(1)
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島二丁目4番5号	5	3(1)
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅 (平成8年度完成)	墨田区京島二丁目16番6号	6	4
6	京島三丁目コミュニティ住宅 (昭和61年度完成)	墨田区京島三丁目3番1号	26	16(2)
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅 (昭和63年度完成)	墨田区京島三丁目38番1号	3	3(1)
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島三丁目37番5号	6	4(2)
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目55番7号	15	9(2)
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目6番4号	3	2
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区京島三丁目6番1号	9	8(4)
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目3番6号	6	5
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目52番8号	10	4
14	文花二丁目コミュニティ住宅 (平成元年度完成)	墨田区文花二丁目9番7号	12	2
15	八広二丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区八広二丁目52番12号	10	5
16	立花五丁目コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区立花五丁目1番14号	12	7(1)
17	京島一丁目コミュニティ住宅 (平成21年度完成)	墨田区京島一丁目1番2号	36	17(2)
	合 計		173	97(17)

※ カッコ内は、80歳以上の単身居住者数(内数)

3 まちづくり事業用地の管理

京島地区、一寺言問地区、北部中央地区及び鐘ヶ淵周辺地区のコミュニティ施設としてのポケットパーク・緑地、雨水ポンプ（路地尊含む）及び防災井戸の維持管理を区から受託し適正な維持管理に努めた。

（１）ポケットパーク及び緑地

	名称・様態	場 所	面積(㎡)
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39.80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59.44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88.08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200.17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58.58
6	緑地「花広場」3か所	墨田区京島三丁目27、28番	252.14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147.77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102.31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240.86
10	緑地「ミニ西広場」「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番	87.14
11	緑地「路地花壇」「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番	72.03
12	緑地「さつき広場」2か所	墨田区京島三丁目24番	193.87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214.18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617.05
15	ポケットパーク「タートル一休」	墨田区京島二丁目9番	31.41
16	ポケットパーク「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24.00
17	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7.71
18	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110.37
19	会古路地/路地尊4号基	墨田区東向島三丁目15番	96.01
20	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99.59
21	一寺言問防災まちづくり広場/ 路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番	800.00

	名称・様態	場 所	面積(㎡)
22	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279.95
23	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148.76
24	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234.88
25	京島地区まちづくり事業用地(2号線)/緑地	墨田区京島二丁目9番	38.81
26	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10号線)	墨田区墨田三丁目28番	7.03
27	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(9号線/旧隅小南側)	墨田区墨田五丁目49番	496.96
28	京島地区まちづくり事業用地(2号線/半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10.90
29	住宅市街地総合整備事業用地	墨田区墨田四丁目14番	7.12
合 計			4,766.92

※ 16番～23番は令和2年度から受託、24番～27番は令和3年度から受託、28番は令和4年度から受託、29番は令和6年度から受託

(2) 雨水ポンプ等

【コミュニティ住宅】

雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量 (t)	設置年月
京島二丁目第3 (ながつま一休)	地中梁利用	10	平成5年11月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10	平成6年6月
京島二丁目第5 (あづま一休北・あづま一休南)	地中梁利用	10	平成9年2月
京島三丁目第4 (ヨンコミー休)	地中梁利用	20	平成7年2月
京島三丁目第5 (水栓式)	据置・FRP	4	平成7年3月
京島三丁目第6 (第6ポンプ)	地中梁利用	10	平成10年10月
京島三丁目第7 (会館ポンプ)	地中梁利用	10	平成12年1月
京島三丁目第8 (キラ前一休・キラ横一休)	地中梁利用	40	平成12年2月
立花五丁目	地中梁利用	20	平成11年1月
八広二丁目	地中梁利用	10	平成11年1月
合 計		144	

※ 京島二丁目第5雨水ポンプは、あづま一休北及びあづま一休南の2か所

※ 京島三丁目第8雨水ポンプは、キラ前一休及びキラ横一休の2か所

【ポケットパーク】

雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量 (t)	設置年月
たから一休 墨田区京島三丁目41番	地下RC	5	平成7年2月
さくら一休 墨田区京島三丁目28番	地下RC	5	平成8年2月
こぞう一休 墨田区京島三丁目15番	地下RC	9	平成10年3月
タートル一休 墨田区京島二丁目9番	地下RC	3.2	平成29年3月
合 計		22.2	

【路地尊】

一寺言問地区			
路地尊 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量 (t)	設置年月
路地尊1号基 墨田区東向島一丁目20番	—	—	昭和62年3月
路地尊2号基 墨田区向島五丁目39番	地下RC	3	昭和63年3月
路地尊3号基 墨田区向島五丁目35番	地下RC	9	平成元年3月 令和6年2月交換
路地尊4号基 墨田区東向島三丁目15番	地下RC	10	平成3年3月
路地尊5号基 墨田区東向島一丁目25番	地下RC	3	平成4年3月
路地尊6号基 墨田区東向島一丁目20番	地下RC	20	平成8年3月
合 計		45	

※ 路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし

※ 路地尊は、全て令和2年度から受託

(3) 防災井戸

京島地区		
防災井戸 設置場所	揚水設備	設置年月
協和井戸端広場 墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月

※ 防災井戸は、令和3年度から受託

§ 4 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第2号に基づく事業】

I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業

1 公社の施設

(1) 公社集会所

公社所有の2か所の集会所を地域住民や団体・サークルに貸し出している。

【令和7年度の利用状況】

施設名	区分	内 訳				令和6年度
		午前	午後	夜間	合計	
両国駅前会館	回数	261	286	262	809	762
	人数	3,585	3,934	3,650	11,169	10,053
	利用料金(円)				1,919,800	1,886,450
吾妻橋会館	回数	252	214	215	681	607
	人数	2,700	2,331	2,643	7,674	7,532
	利用料金(円)				1,326,250	1,088,450
合 計	回数	513	500	477	1,490	1,369
	人数	6,285	6,265	6,293	18,843	17,585
	利用料金(円)				3,246,050	2,974,900

(2) 寄付を受けた町会会館

町会会館の安定した運営を支援するため、「町会会館等の寄付受領及び返還に関する要綱」に基づき、公社が町会会館の寄付を受け、寄付受領と同時に地元町会に無償貸付を行うことにより、町会が自主管理し、運営している。平成5年度以降は地方自治法の一部改正に伴い、町会が「地縁による団体」を結成することにより財産を保有できることとなったことから、町会が法人化された場合は、申出により順次返還することとしている。

なお、隅田西町会が令和5年12月20日付けで法人化されたことに伴い、隅田西会館を町会へ返還したため、公社施設としての町会会館は9館となった。

(取得町会会館一覧については、Ⅱ3公社管理施設一覧を参照)

【町会会館年度別取得・返還状況(過去5年)】

年度	取得数	返還数	保有数
令和3年度	0	0	10
令和4年度	0	0	10
令和5年度	0	1	9
令和6年度	0	0	9
令和7年度	0	0	9

2 区の指定管理者として管理する施設等

(1) 地域集会所

墨田区における指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から指定管理者として地域集会所の管理運営を行っている。

当初は18か所であったが、令和3年度から東あずま公園集会所の指定管理者となり、現在は19か所となっている。(現指定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日)

【令和7年度の利用状況】

施設名			区分	内 訳				令和6年度
				午前	午後	夜間	合計	
指定 管 理 地 域 集 会 所	1	立川	回数	29	23	4	56	38
			人数	592	498	27	1,117	912
			利用料金(円)				102,000	63,300
	2	寺島	回数	9	14	49	72	76
			人数	119	191	849	1,159	1,317
			利用料金(円)				146,100	153,900
	3	千歳	回数	447	86	67	600	595
			人数	9,048	1,534	956	11,538	10,302
			利用料金(円)				621,880	603,210
	4	八広中央	回数	5	27	60	92	87
			人数	102	345	754	1,201	1,255
			利用料金(円)				127,150	117,550
	5	曳舟	回数	98	78	89	265	225
			人数	1,031	1,119	1,182	3,332	3,054
			利用料金(円)				653,240	547,110
	6	押上	回数	112	39	43	194	209
			人数	1,035	762	846	2,643	2,939
			利用料金(円)				294,660	323,210
	7	東向島	回数	181	145	207	533	499
			人数	1,548	2,043	2,962	6,463	6,248
			利用料金(円)				1,238,370	1,131,660
	8	八広一丁目	回数	15	32	34	81	69
			人数	281	728	734	1,743	1,509
			利用料金(円)				185,200	165,900
	9	東墨田 うめぞの	回数	4	4	8	16	14
			人数	52	20	153	225	253
			利用料金(円)				21,790	25,360
	10	横川三丁目	回数	170	191	188	549	365
			人数	3,830	4,433	4,281	12,544	5,664
			利用料金(円)				1,392,050	831,150
	11	江東橋	回数	126	184	215	525	486
			人数	1,772	2,339	3,263	7,374	6,986
			利用料金(円)				1,156,080	1,070,640
	12	一寺言問	回数	5	9	14	28	52
			人数	50	195	266	511	884
			利用料金(円)				71,200	114,250
	13	業平三丁目	回数	223	348	223	794	993
			人数	2,239	3,387	3,787	9,413	12,115
			利用料金(円)				1,613,800	2,167,170

施 設 名			区 分	内 訳				令和 6 年度
				午前	午後	夜間	合計	
指 定 管 理 地 域 集 会 所	14	立花四丁目	回 数	86	139	179	404	389
			人 数	1,156	3,030	3,540	7,726	7,516
			利用料金(円)				1,111,530	1,220,420
	15	京 島 第 一	回 数	126	118	95	339	303
			人 数	1,798	1,901	1,578	5,277	5,119
			利用料金(円)				783,680	656,080
	16	京 島 第 二	回 数	46	173	169	388	417
			人 数	1,558	4,163	4,010	9,731	9,181
			利用料金(円)				1,218,820	1,278,080
	17	な り ひ ら 神 明 橋	回 数	98	71	270	439	428
			人 数	1,776	1,500	4,610	7,886	6,993
			利用料金(円)				1,325,670	1,084,270
	18	太平四丁目	回 数	60	60	66	186	181
			人 数	606	1,024	581	2,211	2,363
			利用料金(円)				430,000	409,400
	19	東 あ ず ま 公 園	回 数	34	130	53	217	175
			人 数	448	1,669	628	2,745	2,610
			利用料金(円)				252,330	169,130
合 計			回 数	1,874	1,871	2,033	5,778	5,601
			人 数	28,951	30,881	35,007	94,839	87,220
			利用料金(円)				12,745,550	12,131,790
業 平 三 丁 目 集 会 所 ト レ ー ニ ン グ 室			人 数				4,886	4,908
			利用料金(円)				1,172,640	1,177,920

※ なりひら神明橋集会所は、令和 7 年 10 月からオンライン予約・管理システムの運用を開始した。

【学童クラブ事業実施に係る利用料金収入】

施設名	令和 7 年度	令和 6 年度
立川集会所	506,880	503,820
千歳集会所	646,360	611,790
八広中央集会所	614,060	31,900
横川三丁目集会所	714,470	715,590
一寺言問集会所	560,040	597,740
寺島集会所（臨時）	1,200	
江東橋集会所（臨時）		144,900
合計（円）	3,043,010	2,605,740

※ 令和 6 年度から、学童クラブで利用している施設の利用料金を徴収している。

（２）墨田区集会室

墨田区集会室（３施設）の管理運営を区から受託している。長寿室は、平日（月曜日～土曜日）の昼間（午前 9 時～午後 4 時）をコミュニティサロンとして活用し、平日の夜間及び日曜日・休日を地域の団体に開放している。

【令和7年度の利用状況】

施設名			区分	内 訳			令和6年度
				昼間	夜間	合計	
1	菊川集会室 (菊川分室)	長寿室 (コミュニティサロン)	回数	292		292	293
			人数	2,213		2,213	2,028
		集会室	回数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
2	柳島集会室	長寿室 (コミュニティサロン)	回数	76		76	74
			人数	710		710	706
		集会室	回数	45	58	103	129
			人数	894	766	1,660	1,890
3	京島集会室 (京島会館)	長寿室 (コミュニティサロン)	回数	292		292	293
			人数	667		667	1,097
		集会室	回数	18	2	20	24
			人数	388	23	411	381
小 計		長寿室 (コミュニティサロン)	回数	660		660	660
			人数	3,590		3,590	3,831
		集会室	回数	63	60	123	153
			人数	1,282	789	2,071	2,271
合 計			回数	723	60	783	813
			人数	4,872	789	5,661	6,102

II その他

1 コミュニティサロン事業

地域の高齢者が集い、楽しく過ごせる憩いの場としてコミュニティサロン（6か所）を地域集会所等に設置し、次の事業を公社の自主事業として実施し、コミュニティの促進を図っている。

事業名		対 象	令和7年度			令和6年度	
			実施月日	回数	参加人数	回数	参加人数
1	コミュニティサロン	区民	4月～3月		6,529		7,341
	誕生日を祝う会	サロン利用者	中止			中止	
	民謡を楽しむ会	〃	4月～3月	120	635	120	739
	日本民謡を楽しむ会	〃	中止			中止	
	お正月のつどい	〃	中止			中止	
	長寿マッサージ	65歳以上の区民	4月～3月	64	249	95	374

※ 「誕生日を祝う会」「日本民謡を楽しむ会」「お正月のつどい」は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの感染拡大防止対策のため中止した。

【令和7年度の利用人数】

月別 施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和 6年度
1	みどりコミュニ ティセンター	89	81	64	75	64	62	63	49	工事のため休館				547	994
2	横川三丁目 集会所	90	102	78	93	101	91	110	77	83	77	94	87	1,083	1,059
3	菊川集会所	185	138	185	206	205	185	180	184	194	192	167	192	2,213	2,028
4	京島集会所	56	43	36	50	47	49	65	85	50	74	65	47	667	1,097
5	東向島集会所	168	141	123	102	88	85	105	115	106	99	89	88	1,309	1,457
6	柳島集会所	80	63	80	85	38	52	52	54	47	50	51	58	710	706
合 計		668	568	566	611	543	524	575	564	480	492	466	472	6,529	7,341

2 学童クラブ事業（区実施）

次の表に掲げる5か所の地域集会所において、平日の午後1時から午後7時まで（夏休み・冬休み・春休み等は午前9時から午後7時まで）は、区が学童クラブ事業を実施している。

集会所名	諸室名
立川集会所	会議室
千歳集会所	和室
八広中央集会所	和室
横川三丁目集会所	多目的室
一寺言問集会所	多目的室

3 公社管理施設一覧

（1）公社集会所 2館

	施設名	所在地	取得年月日
1	両国駅前会館	墨田区両国二丁目20番12号101	昭和57年8月16日
2	吾妻橋会館	墨田区吾妻橋一丁目23番27号	平成元年12月20日

（2）地域コミュニティ会館（取得町会会館） 9館

	施設名	所在地	取得年月日
1	小梅二丁目会館	墨田区向島三丁目33番7号	昭和58年5月16日
2	向島四丁目南会館	墨田区向島四丁目24番6号	昭和59年9月20日
3	立花五丁目会館	墨田区立花五丁目18番3号	昭和63年2月5日
4	緑三丁目会館	墨田区緑三丁目6番3号	平成元年10月11日
5	押上一丁目仲会館	墨田区押上一丁目15番1号	平成2年2月22日
6	亀沢一丁目会館	墨田区亀沢一丁目18番2号	平成2年10月1日
7	押上三丁目伸成会館	墨田区押上三丁目19番6号	平成2年12月6日
8	中川会館	墨田区立花五丁目33番4号	平成3年3月12日
9	東向島百花会館	墨田区東向島三丁目29番5号	平成4年4月17日

(3) 地域集会所（指定管理） 19館

	施設名	所在地	指定管理者 導入年度	現指定期間
1	立川集会所	墨田区立川一丁目5番2号	平成18年度	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日
2	寺島集会所	墨田区東向島一丁目23番10号		
3	千歳集会所	墨田区千歳二丁目2番5号		
4	八広中央集会所	墨田区八広三丁目14番5号		
5	曳舟集会所	墨田区東向島二丁目17番14号		
6	押上集会所	墨田区押上一丁目47番6号		
7	東向島集会所	墨田区東向島四丁目8番12号		
8	八広一丁目集会所	墨田区八広一丁目19番14号		
9	東墨田うめぞの集会所	墨田区東墨田三丁目19番1号		
10	横川三丁目集会所	墨田区横川三丁目12番12号		
11	江東橋集会所	墨田区江東橋五丁目16番15号		
12	一寺言問集会所	墨田区東向島一丁目20番6号		
13	業平三丁目集会所	墨田区業平三丁目2番5号		
14	立花四丁目集会所	墨田区立花四丁目8番10号		
15	京島第一集会所	墨田区京島三丁目3番6号		
16	京島第二集会所	墨田区京島三丁目52番8号		
17	なりひら神明橋集会所	墨田区業平五丁目6番2号		
18	太平四丁目集会所	墨田区太平四丁目1番4号		
19	東あずま公園集会所	墨田区立花二丁目32番12号	令和3年度	

(4) 墨田区集会室（受託） 3館

	施設名	所在地	受託日
1	菊川集会室（菊川分室）	墨田区菊川三丁目21番6号102	昭和61年4月1日
2	柳島集会室	墨田区横川五丁目2番17号	
3	京島集会室（京島会館）	墨田区京島二丁目15番5号	

§ 5 理事会・評議員会等の運営等

1 理事会

第1回理事会（令和7年5月30日）

議決事項

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 議案第1号 | 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告 |
| (2) 議案第2号 | 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算 |
| (3) 議案第3号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦 |
| (4) 議案第4号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦 |
| (5) 議案第5号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦 |
| (6) 議案第6号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦 |
| (7) 議案第7号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社監事候補者の推薦 |
| (8) 議案第8号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦 |
| (9) 議案第9号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦 |
| (10) 議案第10号 | 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社定時評議員会の開催 |

第2回理事会（令和7年6月26日）

議決事項

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 議案第11号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事長の選定 |
|------------|-----------------------|

理事会の決議の省略(みなし決議)（令和7年9月30日:理事会決議があったものとみなされた日）

議決事項

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 議案第12号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社職員就業規程の一部改正 |
|------------|----------------------------|

理事会の決議の省略(みなし決議)（令和7年10月24日:理事会決議があったものとみなされた日）

議決事項

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 議案第13号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦 |
|------------|--------------------------|

理事会の決議の省略(みなし決議)（令和8年2月12日:理事会決議があったものとみなされた日）

議決事項

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 議案第14号 | 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社臨時評議員会の開催 |
|------------|-------------------------------|

第3回理事会（令和8年3月26日）

議決事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 議案第15号 | 令和8年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業計画 |
| (2) 議案第16号 | 令和8年度一般財団法人墨田まちづくり公社収支予算 |
| (3) 議案第17号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社職員就業規程の一部改正 |
| (4) 議案第18号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正（案） |
| (5) 議案第19号 | 常勤役員の報酬額の改定（案） |

2 評議員会

定時評議員会（令和7年6月26日）

議決事項

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 議案第1号 | 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算 |
| (2) 議案第2号 | 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任 |

- (3) 議案第3号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
- (4) 議案第4号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
- (5) 議案第5号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
- (6) 議案第6号 一般財団法人墨田まちづくり公社監事の選任

報告事項

- (1) 報告第1号 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告

臨時評議員会（令和8年3月26日）

議決事項

- (1) 議案第7号 令和8年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業計画
- (2) 議案第8号 令和8年度一般財団法人墨田まちづくり公社収支予算
- (3) 議案第9号 一般財団法人墨田まちづくり公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正
- (4) 議案第10号 常勤役員の報酬額の改定

3 評議員選定委員会

第1回評議員選定委員会（令和7年6月26日）

議決事項

- (1) 議案第1号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任
- (2) 議案第2号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任

第2回評議員選定委員会（令和7年11月14日）

議決事項

- (1) 議案第3号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任

4 名簿

一般財団法人墨田まちづくり公社 役員名簿

令和8年3月31日現在

役職名	氏 名	備 考	就任日
理事長	山本 亨	墨田区長	令和7年6月26日
常務理事	渡邊 茂男	元墨田区都市計画部長	令和6年6月18日
理 事	福田 はるみ	墨田区議会議員	令和6年6月18日
〃	岡田 佳廣	両国駅前会館管理運営協議会会長	令和7年6月26日
〃	阿部 義栄	京島地区まちづくり協議会会長	令和7年6月26日
〃	川島 康義	隅田中睦町会会長	令和7年6月26日
監 事	山尾 崇	公認会計士・税理士	令和6年6月18日
〃	佐久間 英樹	墨田区会計管理者	令和7年6月26日

一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員名簿

令和8年3月31日現在

役職名	氏 名	備 考	就任日
評議員	坂井 ユカコ	墨田区議会議員	令和7年11月14日
〃	高橋 正利	墨田区議会議員	令和6年6月18日
〃	村本 裕哉	墨田区議会議員	令和5年6月20日
〃	櫻井 浩之	墨田区議会議員	令和5年6月20日
〃	犬飼 功一	墨田産業協会会長	令和6年6月18日
〃	佐伯 信郎	墨田区商店街連合会副会長	令和7年6月26日
〃	廣田 健史	東京商工会議所墨田支部副会長	令和6年6月18日
〃	赤坂 憲一	東京都建築士事務所協会墨田支部長	令和5年6月20日
〃	土橋 秀規	墨田区副区長	令和7年6月26日
〃	久井 隆司	墨田区都市計画部長	令和4年6月20日

一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員選定委員名簿

令和8年3月31日現在

役職名	氏 名	備 考	就任日
評議員	坂井 ユカコ	墨田区議会議員	令和7年11月14日
監 事	山尾 崇	公認会計士・税理士	令和6年6月18日
外部委員	阿部 貴明	東京商工会議所墨田支部顧問	令和6年6月19日
〃	森山 育子	一般社団法人墨田区観光協会理事長	令和6年6月19日
事務局員	三浦 博司	公社参事（コミュニティ課長事務取扱）	令和7年4月1日

5 監査等

実施日	実施者	内 容
令和7年5月16日	公 社 監 事	・ 令和6年度決算書類の適否の監査 ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の職務の執行に関する監査
令和7年7月24日	区監査委員 事 務 局	令和6年度財政援助団体等に対する事務監査
令和7年7月31日	区監査委員	令和6年度財政援助団体等に対する監査委員監査
令和7年11月20日	公 社 監 事	令和7年4月1日から9月30日までの財産及び業務執行の状況の監査

以上、いずれも適正と認められた。

備 考： 本文中の事業説明にある定款第4条は、次のとおりである。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業 (2) 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業 (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、東京都墨田区において行うものとする。
--